

別表 自転車貸付事業者 登録基準及び要件

・要領第3条に定める登録基準及び要件は次のとおりとする。

	基準	要件
(1)	貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等（自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済）に加入していること【条例第13条第4項】	○登録の有効期間の始期（更新の場合は、延長される有効期間の始期）において有効な自転車損害賠償責任保険等に加入していること（登録の有効期間中に保険等の契約更新を行ったときは、保険証券等の写しを提出すること）
(2)	自転車を借り受けようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報の提供を行っていること【条例第14条第3項】	○自転車を借り受けようとする者に対し、文書又は口頭若しくは店頭掲示で貸付けの用に供する自転車の保険内容の情報提供を行っていること
(3)	自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の適正な通行の方法その他の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行っていること【条例第12条第2項】	○自転車を借り受けようとする者に対し、文書又は口頭で自転車の交通ルール等の情報提供を行っていること （主な情報提供の例示） ・自転車は車道が原則、歩道は例外。車道は左側を通行 ・歩道は歩行者優先、自転車は車道寄りを徐行 ・飲酒運転、傘差し運転、スマートフォン操作やイヤホンを聴きながらの運転はしない
(4)	貸付けの用に供する自転車について、条例第10条第1項の規定による交通事故の防止のための措置を講じていること【規則第3条第1号】	○交通事故の防止のための措置等を講じていること（主な措置等の例示） ・貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等の交通事故の防止のための措置を講ずること
(5)	貸付けの用に供する自転車について、条例第11条第1項の規定による必要な点検及び整備を行っていること【規則第3条第2号】	○従業員による点検整備が行われていること
(6)	自転車を借り受けようとする者に対して、当該自転車を自ら利用する場合にあつては当該者が乗車用ヘルメットをかぶるよう、当該自転車を他人に利用させる場合又は他人を当該自転車に乗車させる場合にあつては当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう勧奨しているとともに、乗車用ヘルメットの貸付けを行っていること。【規則第3条第3号】	○文書又は口頭で借り受ける自転車を自ら利用する場合は乗車用ヘルメットをかぶるよう勧奨していること。 ○文書又は口頭で借り受ける自転車を他人に利用させる場合又は他人をその自転車に乗車させる場合はその他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう勧奨していること。 ○乗車用ヘルメットの貸付けを行っていること。
(7)	幼児用座席が取り付けられた自転車の貸付けを行っている自転車貸付事業者にあつては、当該自転車を借り受けようとする者に対して、幼児用座席に乗車させる幼児に幼児用座席に備えられたベルトを着用させるよう勧奨していること【規則第3条第4号】	○文書又は口頭で幼児用座席に乗車させる幼児に幼児用座席に備えられたベルトを着用させるよう勧奨していること
(8)	幼児又は児童が利用する自転車の貸付けを行っている自転車貸付事業者にあつては、その監護する幼児又は児童のために当該自転車を借り受けようとする者に対して、当該自転車を利用する幼児又は児童に肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具を着用させる等の安全上の措置を講ずるよう勧奨していること【規則第3条第5号】	○文書又は口頭で幼児又は児童に肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具を着用させる等の安全上の措置を講ずるよう勧奨していること
(9)	貸付けの用に供する自転車について、防犯登録を行っていること【規則第3条第6号】	○保有する貸付けの用に供する自転車が、防犯登録を行っていること
(10)	貸付けの用に供する自転車を適切に保管する場所を確保していること【規則第3条第7号】	○保有する貸付けの用に供する自転車を保管するために必要な広さを持つ車庫や敷地が確保されていること
(11)	山梨県暴力団排除条例第9条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと【規則第3条第8号】	○山梨県暴力団排除条例第9条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者にあたらないこと